

## 井原市入札公開事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、井原市が行う建設工事等の入札執行の一般公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(参観席の区分)

第2条 参観席は、一般席及び報道関係者の記者席に分けるものとする。

(参観人の定員)

第3条 参観人の定員は、入札執行者又は入札執行者が指名した者（以下「入札執行者等」という。）が、入札の都度定めるものとする。

(参観券の交付)

第4条 入札を参観しようとする者は、参観券の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、参観することができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れがあるものを所持している者
- (2) ラジオ、拡声器、無線機、マイク等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 当日の入札に参加する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者等が公正な入札の執行を妨害する恐れがあると認める者

(参観券)

第5条 参観券は、入札当日、受付で参観受付簿に住所及び氏名を記入した者に先着順で交付するものとする。

2 参観券の交付を受けた者は、参観券を交付された日に限り参観することができるものとする。

3 参観券の交付を受けた者は、参観を終え退場しようとするときは参観券を返還しなければならない。

(参観場所の指定)

第6条 参観人は、入札執行者等から指定された場所以外へ立入ることはできないものとする。

(遵守事項)

第7条 参観人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
- (2) 飲食又は喫煙しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。

(4) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか公正な入札の執行を妨害するような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 参観人は、すべて入札執行者等の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 入札執行者等は、参観人がこの要領に違反したときは退場させるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。